

## ケアパートナー高石 通所介護相当サービス事業等運営規程

ケアパートナー高石 高石市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業  
(通所介護相当サービス) 運営規程

(事業の目的)

### 第1条

ケアパートナー株式会社が開設するケアパートナー高石（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（以下「指定通所介護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護相当サービス従業者」という。）が、要支援状態等にある利用者に対し、適切な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護相当サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者的心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者等、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 通所介護相当サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、地域包括支援センター等へ情報の提供を行う。
- 8 前7項のほか、「高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成29年4月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする

(事業所の名称等)

### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアパートナー高石
- ② 所在地 大阪府高石市西取石 8-6-25

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

### 第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 (常勤兼務 1名)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元化を行う。

- ② 従業者

生活相談員 (常勤兼務 2名)

生活相談員は、生活上の相談・助言などを行う。

介護職員 (常勤専従 3名 常勤兼務 2名、非常勤専従 3名、非常勤兼務 1名)

介護職員は、指定通所介護および指定介護予防通所介護の提供に当たる。

看護職員 (常勤兼務 1名、非常勤兼務 2名)

看護職員は健康面の確認を行う。

機能訓練指導員 (常勤兼務 1名、非常勤兼務 2名)

機能訓練指導員は、個別の状態に応じた機能訓練を行う。

- ③ その他

厨房職員 (非常勤 4名・栄養士 1名)

厨房職員は、昼食、3時食(おやつ)等の提供に当たる。

通所介護相当サービス従業者は、通所介護相当サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護相当サービス計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日

・月曜日から土曜日とする(祝日は営業する)

- ・原則第3日曜日を営業日とする。ただし、利用者の要望等に応じて第1, 2, 4, 5日曜日のいずれかに営業日を変更することがある。
  - ・ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- ③サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(通所介護相当サービスの利用定員)

#### 第6条

事業所の利用定員は次のとおりとする。

1 単位目 30名 (指定通所介護及び第1号通所事業をあわせた定員数)

(通所介護相当サービスの内容及び利用料等)

#### 第7条

通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 日常生活動作の機能訓練 (Qアップトレーニング)
- ② 生活相談、指導
- ③ 健康状態の確認
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 送迎サービス
- ⑦ レクリエーション、趣味活動等

1 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定等に関する基準を定める要綱上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護等に要した送迎の費用は、徴収しない。

- 3 食費は、300円 (希望者のみ)
- 4 おむつ代は、実費 (希望者のみ)
- 5 当日キャンセルの場合は、550円
- 6 日常生活において通常必要となる費用でお客様が負担すべき趣味活動の材料費等の費用は、実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用 (個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する

- 8 配食サービス利用料等（保険外サービス）は、実費（希望者のみ）
- 9 通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（緊急時・事故発生時等における対応方法）

## 第8条

生活相談員等は、指定通所介護等の提供を行っているときに、お客様の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 1 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（虐待の禁止）

## 第9条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 前項の指針に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、従業者は直ちにその日時、態様、

お客様の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由、当該行為が必要と判断した従業者等及び当該行為を行つた従業者等の氏名、その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録しなければならない。

3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（通常の事業の実施地域）

#### 第10条

通常の事業の実施地域は、高石市 堺市西区 和泉市 泉大津市 忠岡町の区域とする。

（サービスの利用に当たつての留意事項）

第11条 お客様は指定通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護等従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

①サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②施設内の設備や器具は本来の用法に従つてご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

③決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

④他のお客様の迷惑になる行為はご遠慮ください。

⑤所持金品は、自己の責任で管理してください。

⑥施設内での他のお客様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第13条

事業所は、防犯管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、お客様及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得たお客様及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いる場合はお客様の同意を、お客様の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

(地域との連携等)

第16条

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねらう等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(苦情処理)

**第17条** 通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所介護相当サービスに関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

**第18条**

事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得たお客様又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得たお客様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の項目のほか、運営に関する重要事項はケアパートナー株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業所は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、通所介護相当サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はケアパートナー株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

2021年9月1日から施行する。

2024年2月1日一部改訂

2024年5月1日一部改訂

2025年4月1日一部改訂